

京 都 大 学 人 権 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(人権委員会)	(人権委員会)
第1条 京都大学に、 <u>人権問題</u> に関する重要事項を審議するため、京都大学人権委員会（以下「委員会」という。）を置く。	第1条 京都大学に、 <u>同和問題等人権問題及びハラスメント問題（以下「人権問題等」という。）</u> に関する重要事項を審議するため、京都大学人権委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(構成)	(構成)
第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。	第2条
(1) 人権を担当する理事（以下「担当理事」という。）	(1)
(2) 各研究科の教授又は准教授 1名	(2)
(3) 研究所又はセンターの教授又は准教授 若干名	(3)
(4) 附属図書館長	(4)
(5) カウンセリングセンター長	(5)
(6) 総務部長	(6)
(7) その他総長が必要と認める者 若干名	(7)
2 前項第2号、第3号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。	2
3 第1項第2号、第3号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3
(委員長)	(委員長)
第3条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。	第3条
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。	3
(議事の運営)	(議事の運営)
第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。	第4条
2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。	2
3 前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。	3
(委員以外の者の出席)	(委員以外の者の出席)
第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。	第5条 (同 左)
(<u>同和・人権啓発専門委員会</u>)	
第6条 委員会に、 <u>同和・人権啓発専門委員会</u> を置く。	
2 <u>同和・人権啓発専門委員会は、次の各号に掲げる事項（次条に定めるハラスメント専門委員会の所掌に関するものを除く。）を調査審議する。</u>	
(1) <u>同和問題等人権問題が生じた場合の救済・再発防止策の対処に関すること。</u>	

(同 左)

(同 左)

(同 左)

改 正 前	改 正 後
<p><u>(2) 同和問題等人権問題への適切な対応のための行動計画に関すること。</u></p> <p><u>(3) 同和問題等人権問題についての啓発活動に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他同和問題等人権問題に関し必要なこと。</u></p> <p>3 <u>同和・人権啓発専門委員会は、第2条第1項の委員のうちから担当理事が指名する者で組織する。</u></p> <p>4 <u>同和・人権啓発専門委員会に委員長を置き、委員のうちから担当理事が指名する。</u> <u>(ハラスメント専門委員会)</u></p> <p>第7条 <u>委員会に、ハラスメント専門委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>ハラスメント専門委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。</u></p> <p><u>(1) セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント問題（以下「ハラスメント問題」という。）が生じた場合の対応に関すること。</u></p> <p><u>(2) ハラスメント問題のガイドライン及び窓口相談マニュアルの整備に関すること。</u></p> <p><u>(3) ハラスメント問題防止のための啓発活動に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他ハラスメント問題防止に関し必要なこと。</u></p> <p>3 <u>ハラスメント専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u></p> <p><u>(1) 第2条第1項の委員のうちから担当理事が指名する者</u></p> <p><u>(2) カウンセリングセンターの教員 若干名</u></p> <p><u>(3) 学外の法律、カウンセリング等の専門家 若干名</u></p> <p>4 <u>前項第2号及び第3号の委員は、担当理事が委嘱する。</u></p> <p>5 <u>ハラスメント専門委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員のうちから担当理事が指名する。</u> <u>(調査・調停委員会)</u></p> <p>第8条 <u>ハラスメント専門委員会に、調査・調停委員会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>調査・調停委員会は、ハラスメント問題が生じた場合に、部局人権委員会又は全学ハラスメント相談窓口の依頼に基づき、当該ハラスメント問題について設置するものとする。</u></p> <p>3 <u>調査・調停委員会は、当該ハラスメント問題に関し、次の各号に掲げる事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 関係者からの事情聴取等に基づく調査</u></p> <p><u>(2) 調停案の策定及び調停</u></p> <p><u>(3) ハラスメント専門委員会への報告</u></p>	

改 正 前	改 正 後
<p>4 <u>調査・調停委員会の委員は、次の各号に掲げる委員各若干名で組織する。</u></p> <p>(1) <u>第7条第3項第1号の委員のうちからハラスメント専門委員会の委員長が指名する者</u></p> <p>(2) <u>関係部局の教職員のうちからハラスメント専門委員会の委員長が委嘱する者</u> (部局人権委員会)</p> <p>第9条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部（以下「部局」という。）に、当該部局における<u>同和問題等人権問題及びハラスメント問題</u>（以下「<u>人権問題等</u>」という。）の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会（以下「<u>部局人権委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 部局人権委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該部局が定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、部局が必要と認めるときは、複数の部局が共同して一の部局人権委員会を設置することができる。この場合において、前項中「当該部局が」とあるのは、「関係部局の協議に基づき」と読み替えるものとする。 (部局の長の責務)</p> <p>第10条 部局の長（本部の事務組織にあつては、総務担当の理事）は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。 (雑則)</p> <p>第11条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び職員課において処理する。</p> <p>第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部（以下「部局」という。）に、当該部局における<u>人権問題等</u>の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会（以下「<u>部局人権委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 } 3 } (同 左) (部局の長の責務)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 } 第9条 } (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の際現に改正前の第8条の規定に基づき進行している調査等については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。</p>